

1 地籍整備の概要

～地籍整備とは～

地籍整備とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。各個人には固有の「戸籍」という情報があり、様々な行政場面で活用されているのと同様に、土地についても「地籍」の情報が行政のあらゆる場面で活用されています。

地籍整備が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、市町村における行政事務の基礎資料として活用されます。

地籍整備は、国土調査法に基づく「国土調査」の1つとして実施されています。地籍整備に係る国土調査法は、昭和26年に制定され、その後、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図ることを目的に、昭和37年に国土調査促進特別措置法が制定されました。現在は、この特別措置法をもと、国により「第七次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）」が策定され、全国で事業が進められています。

～地籍整備の効果～

○各種公共事業の効率化・コスト削減 土地の正確な境界・面積を知ることができるため、計画立案から用地取得までの円滑な推進に寄与します。

○公共物管理の適正化 公共物の敷地の境界が明らかとなり、道路台帳など各種公共物の台帳整備に役立ちます。

○災害復旧の迅速化 災害が発生した場合、道路やライフラインの復旧、住宅の再建など、復旧活動に迅速に取り掛かることができます。等

2 市における地籍整備の実施状況

実施年度	整備状況	
	整備内容・場所	整備面積
① 平成17年度	布田六丁目土地区画整理事業	0.03km ²
② 平成19年度～20年度	地籍整備事業（街区調査）開始 上石原一丁目	0.23km ²
③ 平成20年度～21年度	上石原二丁目	0.21km ²
④ 平成22年度	上石原三丁目の一部(1) 平成23年3月1日東日本大震災による地籍整備の停止	0.03km ²
⑤ 平成23年度	国土地理院による基準点改測	—
⑥ 平成24年度	2級基準点改測	—
⑦ 平成25年度～26年度	3級基準点改測	—
⑧ 平成26年度	国領北浦地区土地区画整理事業	0.01km ²
	布田南土地区画整理事業	0.015km ²
⑨ 平成26年度～27年度	上石原三丁目の一部(2)	0.04km ²
⑩ 平成27年度～28年度	上石原三丁目の一部(3)	0.02km ²
⑪ 平成28年度～29年度	上石原三丁目の一部(4)	0.03km ²
⑫ 平成29年度～30年度	上石原三丁目の一部(5)	0.03km ²
⑬ 平成30年度～令和元年度	下石原三丁目の一部(1)	0.03km ²
⑭ 令和元年度～2年度	下石原三丁目の一部(2)	0.02km ²
⑮ 令和2年度～3年度	下石原三丁目の一部(3)	0.22km ²

(参考) 地籍調査対象面積(公有水面等を除く) 20.27km²
進捗率(※上記表の⑭までの整備面積の合計) 0.665 ÷ 20.27 ÷ 3.3%

3 基本計画における位置付け

○基本計画（令和元年度～令和4年度）

- 施策24 安全で快適なみちづくり
 - 24-3 道路施設等の総合的な管理の推進
 - ◆ 地籍整備事業の推進

災害復旧・復興に貢献するとともに、社会資本整備の円滑化にも資する地籍整備事業について、政策課題に則した重点地区の位置づけや、効率的な整備手法の導入に関する検討を進め、事業進捗の加速化が図られるよう取り組みます。

4 地籍整備の推進に向けた取組

1 地籍整備計画の策定

市では、「第七次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）」に事業計画を位置付けるため、市における「優先すべき地区の指定の考え方」を整理し、「調布市地籍整備計画（令和2年度～令和11年度）」を策定します。

2 優先すべき地区の指定

- (1) 基盤整備の状況
- (2) 木造住宅密集地域の位置づけ
- (3) 防災マップ・洪水ハザードマップにおける位置付け
- (4) 公共の土地利用状況
- (5) 地籍整備済み街区との連続性

上記の5つの視点から優先して実施していく地区を指定しました。

下図のとおり、①から⑩の順番に実施していきます。

